別記様式第十六号の四別表(二)中（記載上の注意）11．を（記載上の注意）12．とし、（記載上の注意）5．から（記載上の注意）10．までを一つずつ繰り下げ、（記載上の注意）4．の次に次のように加える。

5．当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）又は同項第64号に規定する誤謬の訂正（以下単に「誤謬の訂正」という。）をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

別記様式第十六号の四別表(ト)中注12を注18とし、注９から注11までを六ずつ繰り下げ、同表注８中「属性」を「種類」に改め、同注を同表注14とし、同表中注７を注11とし、同注の次に次のように加える。

12　金融商品関係

⑴　金融商品の状況

⑵　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

⑴　賃貸等不動産の状況

⑵　賃貸等不動産の時価

別記様式第十六号の四別表(ト)中注６を注10とし、同表注５③中「行った」を「行つた」に、「あっては」を「あつては」に改め、同注を同表注９とし、同表中注４を注８とし、同表注３⑷中「もって」を「もつて」に、「あっては」を「あつては」に改め、同注⑸中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注を同表注７とし、同表注２の次に次のように加える。

3　会計方針の変更

4　表示方法の変更

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬の訂正

別記様式第十五号別表(ト)記載要領１を次のように改める。

１　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社		
	会計監査人設置会社	会計監査人なし	
		公開会社	株式譲渡制限会社
1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせるような事象又は状況	○	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×
8　損益計算書関係	○	○	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○
10　税効果会計	○	○	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×
12　金融商品関係	○	○	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×
14　関連当事者との取引	○	○	×
15　一株当たり情報	○	○	×
16　重要な後発事象	○	○	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×
18　その他	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

別記様式第十六号の四別表(ト)記載要領４中「あたっては、以下の要領に従って」を「当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて」に改め、同表記載要領４注１中「わたって」を「わたつて」に改め、同表記載要領４注２前段を削り、同注後段中「変更」を「事項」に改め、同表記載要領４注12中「注11」を「注17」に改め、同注を同表記載要領４注18とし、同表中記載要領４注11を記載要領４注17とし、同表記載要領４注８中「当たっては」を「当たつては」に、「重要性の乏しい」を「関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の」に改め、「⑴　関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。」を削り、同注③の次に次のように加える。

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載すること。

別記様式第十六号の四別表(ト)中記載要領４注８を記載要領４注14とし、同注の次に次のように加える。

注15　株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

別記様式第十六号の四別表(ト)記載要領４注７中「伴って」を「伴つて」に、「行って」を「行つて」に改め、同注を同表記載要領４注11とし、同注の次に次のように加える。

注12　重要性の乏しいものは、記載を要しない。

注13　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

別記様式第十六号の四別表(ト)中記載要領４注６を記載要領４注10とし、記載要領４注５を記載要領４注９とし、記載要領４注４を記載要領４注８とし、同表記載要領４注３中⑸を⑻とし、同注⑷中「及び」を「又は」に改め、同注⑷を同注⑺とし、同注⑶を同注⑹とし、同注⑵中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注⑵を同注⑸とし、同注を同表記載要領４注７とし、同表記載要領４注２の次に次のように加える。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載すること。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　遡及適用をした場合（④又は⑤に該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額

ロ　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額